

子どもの「人と関わる力の育ち」の意味 : 新幼稚園教諭養成課程における領域「幼児と人間関係」 に求められる講義内容の検討(1)

Significance of “The Growth of Abilities to Keep Good Relationships with Others”
: A Study of “Human Relationships” in the New Kindergarten Teacher
Training Curriculum

松 倉 真理子

Mariko MATSUKURA

社会科教育ユニット

(令和3年9月30日受付, 令和3年12月23日受理)

要 約

新幼稚園教育要領が示す「人と関わる力の育ち」から、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」すなわち文部科学省の掲げる子ども観について考察し、養成段階において幼稚園教諭が身につけるべき見識について社会福祉の立場から検討する。

1 はじめに

本研究は、2017（平成29）年3月に告示された新しい幼稚園教育要領において新設された「領域に関する専門的事項」の5科目の一つである「幼児と人間関係」の内容において、社会福祉・児童福祉との関連から整理し、新カリキュラムにおいて求められる講義内容について検討することを目的としている。

領域「幼児と人間関係」の中でまず目を引くのは、「人と関わる力の育ち」というキーワードが強く打ち出され、全体を貫くテーマとなっていることである。「モデルカリキュラム¹」では、人間関係の基礎となる「人と関わる力の育ち」が、

「その後に続く一人一人の人生を支える力となる」とさえ言っている。

しかし、「人と関わる力の育ち」とは、具体的にはどのような姿を目指すのか、また、子ども²の「人と関わる力の育ち」を促すために指導者に必要となる知識や立場については、必ずしも明確でない印象を受ける。小論では、幼稚園教育要領改訂の内容を概観した上で、「幼稚園教育要領」（文部科学省2017）、「モデルカリキュラム」（一般社団法人保育教諭養成課程研究2017）および「幼稚園教育要領解説」（文部科学省2018b）をもとにこれらについて考察し、幼稚園教諭となる者が養成段階において身につけるべき知識や視点に

¹ ここでは、一般社団法人 保育教諭養成課程研究会（2017）がまとめた「平成28年度 幼稚園教諭の養成課程のモデルカリキュラムの開発に向けた調査研究—幼稚園教諭の資質能力の視点から養成課程の質保証を考える—」11～20頁の「モデルカリキュラム」（および「授業モデル」）を指す。

² 本稿は新幼稚園教育要領についての検討するものであるが、今回改訂された幼稚園教育要領を含む学習指導要領の意図—「育成すべき資質能力」を軸にして、幼児教育から高等学校教育までの一貫した理念の下での教育—を意識して、特に「幼児」に限定しなければならない場合を除いて、「子ども」と表記する。

ついて検討したい。

2 幼稚園教育要領の改訂の概要

まず、幼稚園教育においては門外漢である筆者の覚書として、幼稚園教育要領の改訂の内容について整理しておきたい。

2017年の幼稚園教育要領において、カリキュラム・マネジメントの充実や幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続等に加え、改訂の要点となるのは、「幼稚園の機能の拡大」である（文部科学省 2018b）。それらを実現するために、幼稚園教育要領に新たに示されたのが、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」であり、幼稚園修了までに育ってほしい具体的な姿として、「健康な心と体」「自立心」等³が示された⁴。

幼稚園教諭養成課程においては、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」が設置され、「イ 領域に関する専門的事項」と「ロ 保育内容の指導法（情報機器 及び教材の活用を含む）」を含めることとされた。そのうちの、「イ 領域に関する専門的事項」については、従来の小学校の「教科に関する科目」が「撤廃」され、下のような形で、それに替わるものが新設された。

【旧】 教科に関する専門的事項	国語	⇒	【新】 領域に関する専門的事項	健康
	算数			人間関係
	生活			環境
	音楽			言葉
	図画工作			表現
	体育			

³ 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿：1 健康な心と体、2 自立心、3 協同性、4 道徳性、規範意識の芽生え、5 社会生活との関わり、6 思考力の芽生え、7 自然との関わりと生命尊重、8 数量や図形、標識や文字への関心、感覚、9 言葉による伝え合い、10 豊かな感性と表現の10項目が示されている。

⁴ 同時に、保育所や認定こども園での保育内容についても、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が同様に示され、「保育所保育指針」および「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の3歳児以上の保育内容と整合性が図られた。

ただ、新教育要領への改訂による影響は領域ごとに濃淡があるように見受けられる。新課程の「言葉」「表現」「健康」などは、従来の「国語」「図工」・「音楽」、「体育」からの看板の架け替えに近いのに対して、「人間関係」では、それらとは異なり、「教科に関する科目」という枠組みからはいったん離れて、子どもの「育ち」そのものに焦点を当て、そのためのケアや社会的背景についての知識を求めるような記述となっている。「教科」化されていない児童福祉や発達心理の知識が幼稚園の教職課程において専門領域として位置付けられたことは注目に値する。しかし、従来の「教科に関する科目」とはつながりが希薄な、新規に設定された「人間関係」の具体的な内容について、養成機関での講義担当者が共通のイメージを持つことは少々難しいように思われる。

3 「人と関わる力の育ち」が目指すもの

そこで、領域「幼児と人間関係」のキーワードである「人と関わる力の育ち」が何を志向したものであるのかについて検討したい。

(1) 幼稚園教育要領、モデルカリキュラム、幼稚園教育要領解説における「人と関わる力の育ち」

まず、幼稚園教育要領、モデルカリキュラム、幼稚園教育要領解説において「人と関わる力の育ち」がどのように用いられているのかを見てみよう。

① 幼稚園教育要領

まず、幼稚園教育要領（文部科学省 2017a）では、領域「幼児と人間関係」の趣旨として、下のようない説明を加えている。

人間関係 他の人々と親しみ、支えあって生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う
--

他の人々と親しみ、支えあって生活するために「人と関わる力」が必要だとしている。この後には、そのために必要となる「ねらい」や「内容」が綴られているが、「人と関わる力」の「人」とは具体的には誰で、「関わる」とは何をすることなのかはまだ見えてこない。

② モデルカリキュラム

この改定に際して、文部科学省は、2017年に「幼児期の教育内容等深化・充実調査研究委託幼稚園教諭の養成の在り方に関する調査研究」として、一般社団法人 保育教諭養成課程研究会

(2017) がまとめた、「平成 28 年度 幼稚園教諭の養成課程のモデルカリキュラムの開発に向けた調査研究—幼稚園教諭の資質能力の視点から養成課程の質保証を考える—」を示した。その中で例示される 5 領域それぞれの「モデルカリキュラム」および「授業モデル」が大学や短大などの養成機関で関係者に広く参照されているようである。

「モデルカリキュラム」では、領域「幼児の人間関係」の全体目標を次のように掲げている。

全体目標
領域「人間関係」の指導の基盤となる、幼児の人と関わる力の育ちに関する専門的事項についての知識を身に着ける

「人と関わる力の育ち」とは、領域「人間関係」の指導の基礎だと位置づけていることからしても、「人と関わる力の育ち」が重視されていることが分かる。この後に、内容項目、授業モデルと続くが、「人と関わる力」というフレーズが頻出している。

③ 幼稚園教育要領解説

さらに、「幼稚園教育要領」をもとに文部科学省の発出した「幼稚園教育要領解説」(文部科学省 2018b:167-192) では、「第 2 章ねらい及び内容」[2 人との関わりに関する領域「人間関係」] を掲載し「内容」について詳述している。(趣旨文やねらい、内容の見出しとなる文言は幼稚園教育要領と同じ。) 13 項目ある「内容」の中身について細かく解説しているが、重複しあっているものもあるため、ここでは、試しに、「内容」に含まれる文言から、「人と関わる力の育ち」に関わるフレーズや単語を洗い出してみる。

自分で考えて行動する、できることは自分でする、物事をやり遂げる、自信を高める、自分でやってみようという意欲、自分のよさに気づく、前向きな見通し、達成感、教師やほかの幼児に認められる経験、自己主張など	⇒「自分の力で行動する充足感」
先生や友達と共に過ごすことの喜び、友だちと共感しあう、思ったことを相手に伝え相手の思いに気づく、友だちの良さに気づく、共通の目的を見出し工夫したり協力したりする、家族を大切にする心、相手を尊重する気持ち、友だちとのかかわりを深める、高齢者など地域の人々に親しみを持つ、共に過ごすことの喜びなど	⇒「身近な人との関わり」「協力・愛情・信頼感」

よいことや悪いことがあることに気づき考えながら行動する、善悪の基準をつくる、生活習慣の形成、規範意識、自他の行動の意味、一人ではできなくても力を合わせたら可能になる、決まりの大切さ、集団のなかのコミュニケーション、共同の遊具や用具を大切に使うなど	⇒「社会生活における望ましい習慣や態度」
---	----------------------

つまり、「人と関わる力の育ち」は、「自分の力で行動することの充足感」とともに、「身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動することの楽しさを味わい、愛情や信頼感」を持つことによって、やがて「社会生活における望ましい習慣や態度」を身につけるという方向性で促されるようである。まずは自分の意思をもち、周囲の人と関わり、社会の中で役割を果たす(自己→他者→社会)という、自己が意識する範囲を、人との関わりの中で同心円状に広げていくことと解釈できる。「人と関わる」の「人」の意味も、育ちの内容によって変化するのかもしれない。

例えば、「自分のものは自分でお片付けをする」「順番を守って自分の番が来るのを待つ」一。幼児期にこうした当たり前の学びを繰り返すことが、「人と関わる力の育ち」の第一歩になるのではないだろうか。

(2) 幼稚園教育要領が想定する人間観

新設された領域「人間関係」では、「人と関わる力の育ち」が打ち出されたが、そこでは「その後続く一人一人の人生を支える力」となることが強く意識されている。「幼稚園教育要領解説」で用いられる、「人と関わる力の育ち」に関わるフレーズから、「幼児期の終わりまでに育てほしい姿」をまとめると、①「行動する力」「自立」「自信」「意欲」「ストレンクス」「前向き」「自己主張」などを備えた「意思を持った存在としての子ども」、②「共存」「共生」「共感」「意思疎通」「他者理解」「協力」などを備えた「他者と共にあることができる子ども」、③「善悪の判断」「規範意識」「集団意識」などを備えた「集団の中で役割を果たし助け合うことのできる子ども」の姿が浮かんでくる。

幼稚園や学校でこうした子どもの姿が求められるようになったのと、児童福祉において 1990 年代にはまだ残存していた「保護の対象」としての子ども観を払しょくし、「権利の主体」としての

子ども観に移行してきた⁵こととはパラレルであるように読み取れる。そして、子ども像を掘り下げていったところにあるのは「主体的で自立した市民」であり、そうした一個人として主体的に生きながらも社会の中で役割を果たす大人に成長することのスタート地点として「人と関わる力の育ち」が期待されているのではないだろうか。それは「自立」や「自己決定」などを重視して支援する子ども家庭ソーシャルワークでの人間観にも符合するものである。

「人と関わる力の育ち」を支えることが、将来、良好な人間関係を維持することや適切に自己主張をすること、必要に応じて他者に支援を求めること、自分の人生や子どもの成長の見通しをもつことにつながる。いざというときにピンチを切り抜けることができ、ひいては、他者に手を差し伸べることのできる「自立した個人」、つまり「善い社会」をつくるために協力できる市民。「新教育要領」において目指されているのは、そのような人間観ではないだろうか。

4 養成段階において身につけるべき知識、視点

こうした人間観に立って、人生の早いうちから子どもたちの「人と関わる力の育ち」を醸成していくことは社会にとって重要である。個人にとってもその後の人生が「うまくいく」ための大事なスキルであるに違いない。

したがって、養成段階において身につけるべきことのひとつ目として、「人と関わる力の育ち」を促すための知識と技術を身につけることが求められることに多言は要すまい。

二つ目として、逆に、一方ではその「育ち」から零れ落ちた状態で生きてきた人々の存在にも目を向け、理解しようとしたり受け止めたりする力を養うことも必要である。このような人間観がえて掲げられるのとは裏腹に、世の中にはそうした理想的な人間像を体現することが難しい人々が多くいるという現実にも理解を深めたい。「人と関わる力の育ち」に、義務教育学校ではなく、あえて幼児のうちから取り組むのは、それが、子ど

も本人や家庭の努力だけでは獲得できないものになってきているからである。実際に、さまざまな問題が複雑に絡み合った現代社会において、こうした力を十分に身につけることができなかったことで、不利益を被っている子どもや若者が存在するということをまずは知る必要がある。

筆者がかかわりを持っている少年院の子どもたちの多くは被虐待経験があったりひとり親家庭であったりする。十代半ばから後半になって非行に至ってしまった子どもたちの話を聴いていると、子どもも親も「人と関わる力の育ち」が十分でなく、具体的には「誰にも頼れなかった」「どう相談したらよいか分からなかった」「人に自分から話しかけるのが苦手で孤独だった」「周りに見放されて居場所がなかった」「喧嘩が悪いこととは知らなかった」というケースが多い。たとえ、その境遇によって時間がかかったとしても、周りの大人が諦めずに「人と関わる力」をあと少しだけ育てていたら、これらの子どもたちは入院しなくて済んだかもしれないと思わずにいられない。

三つ目に、子どもの「人と関わる力」を育むためにも、子どもだけではなく、保護者の「人と関わる力」のサポートをする視点を身につけることを求めたい。「子どもの問題」とみなされるものは、実際には「親の困窮」や「親への支援の不足」から引き起こされるものも多いのが現状である。

例えば、「子どもの貧困」問題では、親自身が「人間関係が苦手」「相談相手がいない」「頼れる人がいない」「自己肯定感が低く」、人権を侵害されていることに気が付けないなどの状況にあることが多い。そして、「低賃金の過酷な労働」「周囲からの理不尽な扱い」「誰からも助けってもらえず放置された状況」「日々生きるのに精いっぱい1週間後の生活すら見通せない」「サービスがあっても情報を得ることができない」「子どもに構う時間・体力・感情的余裕が全くない」状況に甘んじ、抜け出す意欲を失っていたりする例がかなりある。

以上、養成機関において学ぶべき内容の例を筆者の経験も踏まえて考えてきた。領域「幼児と人間関係」において、幼児期における「人と関わる力の育ち」を促すための知識や技術はもちろんのこと、それが十分でない人々への理解や、保護者をサポートするための知識も必要となる。その際、教育の視点（伸ばす）のみならず、社会福祉や児童福祉の視点（補う、取り戻す）が重要であると考えられる。さらに、養成段階において、「人と

⁵ 例えば、児童福祉法の改正の内容からも確認することができる。1994年の「子どもの権利条約」批准を踏まえて、1997年の改正児童福祉法では、児童福祉制度の「抜本的な再構築」と児童の「保護」から「自立支援」へと基本理念の転換が図られた。さらに幾度かの法改正を経て、2016年子どもが「権利の主体」であることが明記された。

関わる力の育ち」が十分でなかった人々の問題を、社会問題として構造的に洞察する思考力を習得することが不可欠ではないだろうか。

5 結びにかえて

幼稚園教諭は、幼稚園という場所や期間のみならず、一人の人間の生涯のスタート地点を整える役割を負う。さまざまな家庭の事情をかかえた子どもでもあったとしても、将来、自分も周囲も尊重しながら、適切に人と関わることのできる大人となるための土壌を築いておけるように。それが「ソーシャル善い社会をつくる」ことになる。その意味で、幼稚園教諭は、好むと好まざるとにかかわらずソーシャルソーシャルワーカーのような働きを担っているとすることもできる。もちろん、今後はこれまで以上に児童福祉職を始めとした多職種連携が必要となるだろう。

付記

本稿は、福岡教育大学が行う、令和1～3年度「新たな幼稚園教諭の教職課程編成・開発推進プロジェクト」の研究成果の一部である。

参考文献一覧

中央教育審議会 (2015) 『これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～(答申)』 http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/01/13/1365896_01.pdf (2021.9.20.取得)

法務省法務総合研究所編 (2020) 「第3編 少年非行の動向と非行少年の処遇」『令和2年度版犯罪白書』昭和情報プロセス株式会社

一般社団法人 保育教諭養成課程研究会 (2017) 『文部科学省 幼児期の教育内容等深化・充実調査研究委託 幼稚園教諭の養成の在り方に関する

調査研究「平成28年度 幼稚園教諭の養成課程のモデルカリキュラムの開発に向けた調査研究—幼稚園教諭の資質能力の視点から養成課程の質保証を考える—」 https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/05/19/1385791_1.pdf (2020.9.20.取得)

教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会 (2017) 『資料3 教職課程コアカリキュラム作成の背景と考え方(案)、教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会(第4回) 配付資料』 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/126/attach/1384253.htm (2021.9.20.取得)

文部科学省 (2017a) 『幼稚園教育要領〈平成29年告示〉』フレーベル館

文部科学省 (2017b) 『幼稚園教諭の養成の在り方に関する調査研究』 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1385790.htm (2021.9.20.取得)

文部科学省 (2018a) 『教職課程再課程認定等説明会質問回答集(平成30年1月9日版)』 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1399256.htm (2021.9.20.取得)

文部科学省 (2018b) 『幼稚園教育要領解説 平成30年3月』フレーベル館

文部科学省初等中等教育局長 (2016) 『教育公務員特例法等の一部を改正する法律の公布について(通知)』 http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1380404.htm (2021.9.20.取得)

文部科学省初等中等教育局長 (2017) 『教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令の公布について(通知)』 http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1398706.htm (2021.9.20.取得)

内閣府 (2021) 『令和3年度版 子ども・若者白書』日経印刷

